

キャンパスライフ・生活 ガイドブック

福 井 大 学
国際センター
国際課

キャンパスライフ・生活 ガイドブック

目次

アカデミックカレンダー.....	2
1. 大学に関すること	
キャンパスマップ（文京キャンパス）	3
学生対応窓口の案内	4
2. 在留資格に関すること	
在留カード, 在留資格更新の手続き	5
一時出国について	6
アルバイトについて	7
3. 保険に関すること	
医療保険制度（国民健康保険、国民年金）	8
大学で加入する保険（学研災・学研賠、インバウンド保険、留学生住宅総合補償）	9
4. 日常生活・安全に関すること	
普通の生活について	10
マイナンバーについて	10
郵便物・配達物の不在票について	11
引っ越しするときの手続き	12
安全・事故について	12
自転車の運転について	13
自動車の運転について	14

■ アカデミックカレンダー2023(文京キャンパス)

2023 年 前期

(4月1日～9月30日)

前期開始	4月1日
授業開始日	4月10日
大学祭	5月27日、28日
試験期間	7月31日～8月4日
夏季休業	8月7日～9月30日
前期終了	9月30日

2023 年 後期

(10月1日～2024年3月31日)

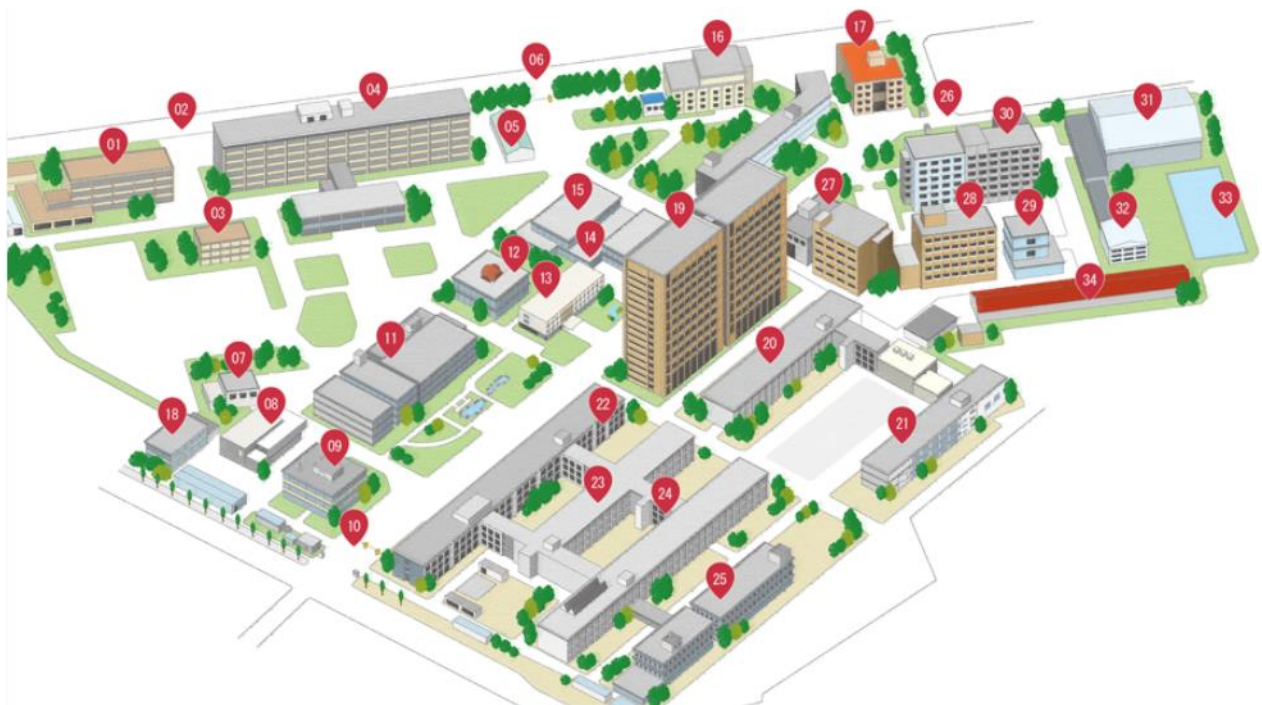
後期開始	10月1日
授業開始日	10月2日
冬季休業	12月27日～1月4日
試験期間	2月1日～7日
春季休業	2月8日～3月31日
後期終了	3月31日

授業時間

1時限	8:45～10:15
2時限	10:30～12:00
3時限	13:00～14:30
4時限	14:45～16:15
5時限	16:30～18:00
6時限	18:00～19:30

1. 大学に関すること

■ キャンパスマップ(文京キャンパス)



01. 総合研究棟6(教育系3号館)	13. 学生交流センター 1F 国際課/語学センター/国際センター ★セーレン グローバルハブ	22. 経理課(北側 1F)
02. 北門	2F キャリア支援課/キャリアセンター、多目的室	23. 総合研究棟Ⅲ(工学系1号館)
03. 総合教職開発本部	3F 入試課/アドミッションセンター 国際センター教員室・語学センター教員室	24. 工学部生協売店 サテライトショップ Comet
04. 総合研究棟Ⅴ(教育系1号館)	14. ATM(ゆうちょ銀行)	25. 総合研究棟Ⅷ(工学系4号館)
05. 多目的ホール	15. 学生支援センター 1F 学生食堂 味菜/SHOP 満天	26. 東門
06. 通用門	2F ブックショップ明日輪/学生総合相談室 教務課・学生サービス課	27. 産学官連携本部/ 地域創生推進本部
07. 保健管理センター	16. 共用講義棟	28. 総合研究棟Ⅱ (遠赤外線領域開発研究センター)
08. アカデミーホール	17. 課外活動共用棟	29. 超低温物性実験施設
09. 本部棟・キャンパス便乗り場	18. 牧島ハウス	30. 総合研究棟Ⅶ(工学系3号館)
10. 正門・守衛所	19. 総合研究棟Ⅰ	31. 第1体育館
11. 総合図書館/ 2F 言語開発センター(LDC)	20. 総合研究棟Ⅳ-1(工学系2号館)	32. 第2体育館
12. 総合情報基盤センター	21. 総合研究棟Ⅳ-2(工学系実験棟)	33. プール
		34. 先端科学技術育成センター

↓右隣の番号は、キャンパスマップの番号

こんなとき		相談窓口	
		正規生	交換留学生、研究生、 科目等履修生
一般	留学生窓口教員に相談したい	虎尾教授 13	
	窓口がわからないとき、困ったことがあったとき	国際課 13	
在留資格	在留カードについて知りたい	国際課 13	
	在留期間を更新したい		
	資格外活動許可(アルバイト)の申請をしたい		
授業に関する こと	日本語や日本文化・事情の科目に関すること	国際センター 13	
	授業科目の履修について知りたい	教務課 15	教務課 15 国際課 13(交換 A のみ)
	教室の場所を知りたい・教室を使いたい		教務課 15
	やむを得ない事情で試験が受けられない・受けなかった		
	休講かどうか知りたい	掲示板 ★ 学生ポータル・HP	
	図書館を利用したい・文献の相談をしたい	総合図書館 11	
届け出	一時帰国・出国するとき	国際課 13	
	アルバイトをするとき		
	住所や電話番号、メールアドレスに変更があるとき	国際課 13 と 教務課 15	
	学生証の再発行について	教務課 15	
証明書	在学証明書・成績証明書がほしい	証明書自動発行機 15	国際課 13
	健康診断証明書が欲しい		保健管理センター 7
生活	学生寮のことで相談したい	学生サービス課 15	
	民間アパート契約の連帯保証人について	国際課 13	
	民間アパートの住宅総合補償に加入したい・更新したい		
経済	学費を納入したい・学費の納入について尋ねたい	経理課出納担当 22	
	授業料免除の申請をしたい	学生サービス課 15	
	留学生向け奨学金を受けたい	国際課 13	
心と体	悩みの相談をしたい・ハラスメントを受けた	学生総合相談室 15	
	病気やけがの治療、その他の健康のことについての相談	保健管理センター 7 【健康相談は要予約・下の「健康相談」を参照】	
	健康診断の実施(留学生は毎年 11 月に受診)		
課外活動	大学の施設の使用・備品の貸し出しについて	学生サービス課 15	
	どんなサークルがあるのか知りたい		
	国際交流の行事等に関すること	虎尾教授 と 国際課 13	
その他	就職情報を知りたい・就職の相談をしたい	虎尾教授 と キャリア支援課 13	
	福井大学の大学院に進学したい	入試課 と 国際課 13	
	学内メールアカウントについて知りたい	総合情報基盤センター 12	
	インターネット・Wi-Fi の利用申請をしたい		
	正課・課外活動や通学時にケガをした・事故を起こしたときの補償について	学生サービス課 15	
	学内で落とし物をしたとき		

相談内容	相談日	受付時間	予約方法
健康相談（内科医師）	月曜日～金曜日	9:00～17:00	窓口：保健管理センター ⑦ 【事務室】 TEL: 0776-27-8513 内線 2261（文京） ＊医師に相談を希望される場合は、予約が必要です。 ＊カウンセリングの予約は、電話・手紙でも結構です。看護師・保健師が対応します。
健康相談（精神科医師）	月曜日～金曜日	9:00～17:00	
健康相談（婦人科医師）	第４木曜日	15:00～17:00	
カウンセリング	月曜日～金曜日	9:00～17:00	
カウンセリング	月曜日～金曜日	9:00～17:30	窓口：学生総合相談室 ⑮ 【文京キャンパス】 TEL: 0776-27-9986 TEL: 0776-27-9987 Email: g-soudan@ad.u-fukui.ac.jp 【松岡キャンパス】 TEL: 0776-61-8802 Email: mg-soudan@ad.u-fukui.ac.jp 【敦賀キャンパス】 TEL: 0776-25-0078 Email: maezaki@u-fukui.ac.jp

2. 在留資格に関すること

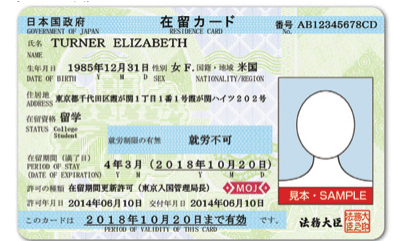
■ 在留カード

在留カードは、中長期在留者（日本に3ヶ月以上滞在する者）に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

留学生にとってもっとも大切な日本国内での身分証明書なので、**常に携帯してください。**

警察に職務質問などをされたときにこれを持っていないと、特に悪いことをしていなくても、すぐに解放してもらえず、問題になることがあります。

在留カード（表）



➤ 在留資格

- ・ 在留カードを見て、自分の在留資格が「**留学**」となっているか必ずチェックしてください。留学以外（「家族滞在」「研修」等）の在留資格が記載されている場合は、至急国際課に来て、在留資格の更新手続きをしてください。
- ・ 留学生として在留資格を保持するには、**週10時間以上(7コマ)授業を履修しなければなりません。**正当な理由がないのに、単位が十分に取れていない場合や、留年した場合、在留期間の更新が認められない可能性があります。授業についていけないと感じたら、早めに受入教員や教務課、国際課、国際センターの先生に相談してください。
- ・ 卒業後、インターンシップや就職活動を行う際も在留資格の変更手続きを行う必要があります。卒業後の進路が決まり次第、申請に必要な書類を国際課まで取りに来てください。

➤ 在留期間

- ・ 在留カードには有効期限（在留期間）があります。自分の在留期間を必ずチェックしてください。**在留期間が切れたまま日本に滞ると不法滞在となります。在籍中に在留期間が切れる場合は、1ヶ月前には、在留期間更新許可申請を行う必要があります。**更新許可申請書を国際課まで取りに来てください。（申請は3ヶ月前からできます。）
- ・ 留学期間の延長、進学や就職のために在留期間の延長を希望する場合は、在留期間更新許可申請をする必要があります。

■ 在留資格・期間更新の手続き

➤ 在留期間更新許可申請

在留期間を延長するときは、更新手続きが必要となります。申請に必要な書類を国際課まで取りに来てください。また、出入国在留管理局（以下、入管）、へ申請するために必要な書類は以下のとおりです。

- 1) 在留期間更新許可申請書 申請者作成P. 1～3、所属機関作成P. 1～2
- 2) 在学証明書（進学の場合は合格通知書または入学許可書）
- 3) 成績証明書、または単位修得証明書（研究生の場合は、指導教員が作成した研究内容証明）
- 4) パスポート
- 5) 在留カード
- 6) 手数料納付書 → 4,000 円の収入印紙（郵便局等で購入）を貼付
- 7) 銀行の通帳（残高証明書のため）経費支弁者が不在の場合は⇒8)へ
- 8) 在留中の経費支弁能力を証明する書類
 - ・ 経費支弁誓約書（本国のご両親等が記入し押印する必要があるため、早目に手配してください。この書類はスキャンデータでの提出が可能です。）
 - ・ 財団等からの奨学金受給証明書（奨学金受給者のみ）

*** 在留期間が更新されたら、パスポートと在留カードを持って必ず国際課に来てください。また、銀行にも新しい在留カードを提示する必要があります。**

➤ 家族の呼び寄せ

留学生が家族を日本に呼び寄せて生活することを希望する場合は、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。手続きの方法は、留学生自身が家族の申請代理人として、出入国在留管理局へ家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。家族を呼び寄せ日本で生活したい留学生は、国際課まで来てください。

なお、短期に家族が日本を訪れる場合は、母国の日本大使館に査証の申請を、家族自身が行ってください。

国際課で在留資格に関する申請をした場合、申請に必要な書類を発行するまで1週間ほどかかります。必要な手続きがある場合は余裕をもって申請しましょう。

＜在留カードを紛失してしまった場合＞

在留カードを紛失した場合、すぐに再発行する必要があります。紛失から2週間以内に警察に「紛失届」を提出しなければなりません。その他にも必要な手続きがあるので、すぐに国際課に来てください。

■ 一時出国について

帰省などで一時的に日本を離れる場合、事前に必ず「一時出国及び再入国届」を国際課に提出し(用紙は国際課にあります)、「海外渡航届」を Google フォームから入力してください。また、日本を出国する前に在留カードの在留期間を必ず確認してください。在留期限を過ぎてしまうと日本への再入国が認められず、もう一度ビザを取得しなければなりません。

アルバイトについて

在留資格が「留学」では、留学生としての勉学や研究に関連した活動しかできません。しかし、やむを得ずアルバイトをする場合は、**事前に出入国在留管理局より資格外活動の許可を得る必要があります**。許可を得ずアルバイト等をした場合は、処罰の対象になりますので十分に注意してください。資格外活動許可を受けると、在留カードの裏に、このスタンプが押されます。

在留カード（裏）

住所記載欄		記載事項
届出年月日	住所	記載事項
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		本留資格更新等が在留記録欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格更新許可申請中

➤ 資格外活動許可の申請

- ・ アルバイトを始める一週間前までに以下の書類を国際課に提出してください。
 - 1) 資格外活動許可申請書(国際課にあります)
 - 2) 資格外活動調査票(国際課にあります)
 - 3) パスポート
 - 4) 在留カード
- ・ 上記の申請書類等とパスポートを持って、出入国在留管理局に許可を申請してください。

成田空港や関西国際空港、中部国際空港から入国した場合、入国時に資格外活動許可をもらえる場合がありますが、許可を得ていてもアルバイトを始める際には国際課に届け出てください。受入教員（指導教員）の承諾も必要です。

➤ 留学生のアルバイトに関する法律

- ・ 留学生が一週間に働くことのできる時間数は以下の様に制限されています。
一週間あたり28時間(夏期、冬期、春期休業期間中は1日8時間以内)
- ・ 風俗営業等が営まれている営業所でのアルバイトは、認められません。
- ・ 留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合：罰金 200 万円
- ・ 雇い主が資格外活動許可を受けていない留学生を就労させた場合：罰金 300 万円



➤ アルバイトに関する福井大学のルール

- ・ アルバイトをする学生は必ず「**資格外活動調査票**」を国際課に提出してください。この書類は指導教員の押印が必要です。
- ・ 学内のチューデント・アシスタント(SA)やチューターをする場合は、資格外活動許可が必要です。
- ・ TA(Teaching Assistant), RA(Research Assistant)をする場合は、資格外活動許可は必要ありません。
- ・ 授業欠席が多い、成績が悪い、など、学業に支障があると判断した場合、アルバイト時間数やアルバイト先について指導する場合があります。

■ 名古屋出入国在留管理局 福井出張所

【住所】 〒910-0019

【電話番号】 0776-28-2101

福井県福井市春山1丁目1-54

福井春山合同庁舎 14F

窓口受付時間: 毎週月曜～金曜 9時～16時(12時～13時はお昼休み)

土曜、日曜、祝日はお休み

3. 保険に関すること

■ 医療保険制度

➤ 国民健康保険 ★必ず加入

- ・ 日本に住む者は、国民健康保険に加入しなければなりません。

この保険に加入すると、病院で治療を受けた時に払うお金が30%で済みます。

ただし、歯科矯正、健康診断、美容整形などには使えません。国民健康保険料は市や町によって違いますが、1年間でだいたい18,000円くらいです。

- ・ 入院などで高額の医療費を支払う場合は、市役所に申請すると、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度があります。自己負担限度額は所得により異なります。低所得の留学生の場合、一ヶ月で約35,400円が自己負担額の上限です。請求書を受け取ったら、支払う前に国際課に相談してください。

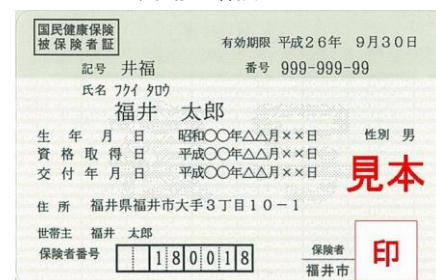
➤ 国民年金 ★必ず加入

日本に住む者は、国民年金に加入しなければなりません。加入すると、将来も日本で生活をしていく場合に、一定の年齢に達したあと、年金を受け取ることができます。実際には、留学生である間は、保険料が免除されます。

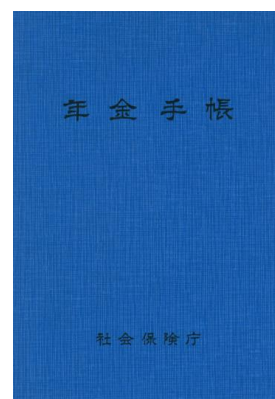
免除を受けるためには、申請が必要です。毎年4月に更新も必要ですので、注意してください。

年金手帳が届いたら、大切に保管してください。

国民健康保険カード



国民年金手帳



■ 大学で加入する保険

➤ 学生教育研究災害傷害保険(学研災) ★必ず加入

学生教育研究災害傷害保険(学研災)は、学生が本学での教育研究活動中、通学中、学校施設間の移動中の不慮の事故や災害事故で障害を負った場合に補償をするもので、留学生は必ず加入しなければなりません。保険料は年間 800 円からです。

➤ 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)は、学研災に加入した方が加入できる保険です。学生がキャンパス内や通学途中に対人・対物事故等で賠償責任を負った場合に補償をするもので、保険料は年間 340 円からです。

➤ 留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド保険) ★寮に入居する学生は必ず加入

日本滞在中に起きた賠償責任、ケガ・病気、救援者費用、死亡・後遺障害等を幅広く補償するもので、大学寮に住む留学生は、必ず加入しなければなりません。学研災に加入している学生のみ加入することができ、こちらに加入する場合は、学研賠への加入は不要です。加入するタイプによって補償内容が異なるので、詳細はパンフレットを参照してください。

*** 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)か留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド保険)のどちらかに、必ず加入してください。**

* いずれの保険も、在籍期間によって保険料が異なるので、必ず保険料表を確認してから加入するようにしましょう。

➤ 留学生住宅総合補償 ※民間アパート入居者のみ対象

保証人補償、賠償責任、傷害後遺障害への補償がついた保険です。民間のアパートに入居する留学生は、契約時に連絡保証人が必要になります。福井大学に連絡保証人になってもらうには、この保険に加入することが条件です。保険料は年額 4,000 円です。詳細は、保険加入時にお渡しするパンフレットを参照してください。

1 年未満の入居者の場合、保険料の返戻金を受けられる場合があります。返戻金を受ける場合は、国際課で申請します。詳細については 1 月と 8 月に実施する『帰国前オリエンテーション』で説明します。

4. 日常生活・安全に関すること

■ 普段の生活について

日本での生活は、自分の国の生活と大きく異なることがたくさんあります。文化や慣習の違いによって一般常識や法律などの決まり(ルール)が異なることが多々あるので、日本で生活する間は、日本の社会のルールに従い、文化・慣習に適応して過ごしていくことが大切です。せっかくの機会ですから、留学中は大学での勉強だけでなく、毎日の生活を通して日本の文化や風習に触れ、理解を深めてください。わからないことや困ったことがあれば、国際課に聞いてください。

■ マイナンバーについて

日本での住所が決まり、市役所で住民登録の手続きが終わると、12桁のマイナンバーが付番されます。住民登録が完了してから2〜3週間程度で、「個人番号通知書」がみなさんの住所に届きます。これは、居住者一人ひとりの個人番号をお知らせするために交付される通知書です。個人番号の証明や身分証明書として使用することはできません。「個人番号通知書」と一緒に「マイナンバーカード交付申請書」が同封されています。「マイナンバーカード」とは、マイナンバーが記載された写真付きのカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、さまざまなサービスを受けることができます。希望する場合は申請をして受け取ることができます。初回の交付は無料です。カードが届く際は、配達員から直接受け取る必要があります。

これらのカードは、とても大切なものなので、絶対になくさないようにしましょう。万が一失くしてしまったら、すぐに警察と市役所に届け出る必要があります。自分のマイナンバーを他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞いたり、書き留めたりすることは禁止されているので、注意してください。

個人番号通知書見本	マイナンバーカード見本
	 表面  裏面

■ 郵便物・配達物の不在票について

福井銀行のキャッシュカードや市役所から届く重要な郵送物は本人が郵便配達員から直接受ける必要があります。不在時に郵便配達員が来たときは、「不在連絡票」という紙がポストに入れられます。連絡票の案内に従って連絡をすると、都合の良い時間に再度配達をしてくれます。郵便局以外の宅配業者から物品や書類が届く際にも、同様の連絡票があります。

Example 1 shows a standard Japanese Post Office 'Out of Office Notice' form. It includes fields for recipient name, address, and phone number. It also has sections for 'Re-delivery' (再配達) and 'Online delivery' (インターネット受付).

例1:ご不在連絡票(郵便局)

Example 2 shows a Yamato Transport 'Out of Office Notice' form. It includes fields for recipient name, address, and phone number. It also has sections for 'Re-delivery' (再配達) and 'Online delivery' (インターネット受付).

例2:ご不在連絡票(ヤマト運輸)

不在票が届いたら、**早めに再配達を手配するか、配送元の郵便局や営業所に直接取りに行きましょう。**

*** 保管期限をすぎると、再配達してもらえません。**

再配達を手配する場合:

- ☐ 牧島ハウスの場合 郵便物は学生サービス課で受け取ってもらえます。再配達の手配は必要ありません。
- ☐ 留学生会館の場合 再配達の手続をしてください。再配達の指定時間は、自分が確実にアパートにいる時間帯を指定してください。
- ☐ 学生交流宿舎の場合 平日 8:30~15:30 まで、管理人さんが事務室にいます。ただし、管理人さんが不在の時間帯もあるため、12:00~14:00 の時間帯で再配達を手配してください。また、管理人さんに再配達がある旨伝えてください。
- ☐ アパートの場合 再配達の手続をしてください。再配達の指定時間は、自分が確実にアパートにいる時間帯を指定してください。

*** インターネットから自分宛に配達物を注文した際、コンビニ受け取り等を選ぶと不在票手配の必要はありません。**

引っ越しするときの手続き

引っ越しをするときは、国際課と教務課に住所変更を届け出てください。また、市町村の役所に行き、手続きを行う必要があります。

・ 福井市内から福井市内の別の住所へ引っ越しとき:

①「転居届」を市役所へ提出する

・ 福井市内から福井市外へ引っ越しとき:

①「転出届」を役所へ提出する。

②「転出証明書」を役所から発行してもらう

③「転出証明書」を持って引っ越し先の役所に行き、「転入届」を提出する

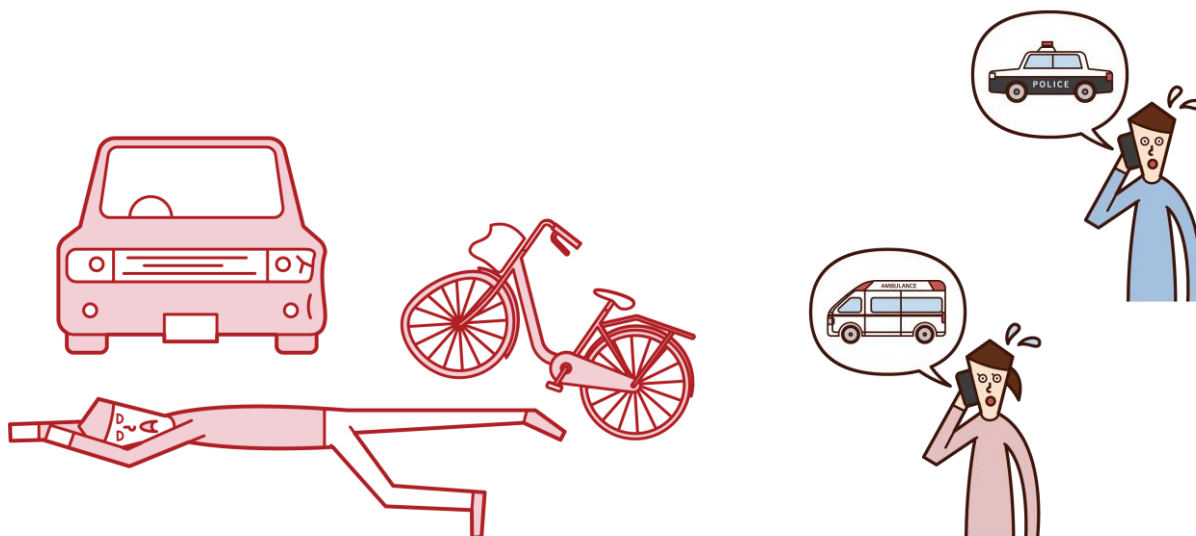
*「住民票」が必要な時は、住所を届け出た市役所の市民課に行き、申請してください。(1通 300 円)

■ 安全・事故について

もし事故にあったら！?

交通事故にあった場合、事故を起こしてしまった場合は、必ず警察(TEL: 110)に連絡してください。

その際には、事故の相手の名前、住所、連絡先を確認してください。また、怪我人がある場合には、消防署(TEL: 119)に連絡し、救急車を呼び、病院に行ってください。その後で福井大学の国際課にも連絡してください。警察に連絡しておかないと、自動車損害保険が適用されなかったり、損害補償が受けられなかったりします。



■ 自転車の運転について

自転車は道路交通法では「軽車両」に属し、車と同じ扱いです。交通ルールに違反すると罰則を科せられる場合があります。

1. 自転車は軽車両ですから原則的に車道を走らなければなりません。車道では道路の左側に寄って走ります。

ただし、次の場合は例外的に歩道を走ることができます。

- ・ 道路標識で走行可能な指示が出ている場合。
- ・ 道路上に障害物(例えば、駐車している車)があるなど、車道を走るのが困難な場合。

2. 自転車が歩道を走る場合は車道寄りをゆっくり走り、歩行者を優先しなければなりません。
3. 飲酒運転は禁止です。飲酒運転をした場合は5年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となります。
4. 2人乗りは禁止です。(ただし、6 歳未満の子どもを 2 人まで乗せるのは可)
5. 2台以上で横に並んで走ってはいけません。(並進禁止)
6. 夜間は必ずライトをつけなければなりません。



警察庁：自転車は車のなかま
～自転車はルールを守って安全運転～



それ以外にも、次のことに気をつけましょう！！

- 携帯電話を使いながら運転しない。
- イヤホンやヘッドホンをつけた状態で運転しない。
- 雨の日に傘を差しながら運転しない。どうしても雨天に運転が必要な場合はレインコートを着る。
- 角を曲がる時や細い路地から広い道路に出る時は必ず徐行、または一時停止する。

交通ルールに違反して警察官に捕まっても「知りませんでした」という言い訳は通用しません。何より、事故を起して相手に怪我をさせしまったら大変な責任を負うことになります。運転には十分に気をつけてください。

福井県自転車条例について

令和4年7月1日から、福井県自転車条例が制定されました！自転車の安全で適正な利用に関する条例です。

自転車保険等への加入義務や、ヘルメット着用、定期的な点検整備の努力義務が課せられています。詳細については、
ホームページをチェックしましょう！ <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/koutuu/zitennsyazvourei.html#>

[illegible]

自転車損害賠償責任保険等に 加入しているかを **チェック!**

ご家族等が加入している保険等で
補償対象となっている場合もあります



自転車損害賠償責任保険

自転車事故の被害者として人身被害を受けた場合、加害者として人身被害を受けた場合、加害者として物的被害を受けた場合に、加害者として損害賠償を請求する権利が与えられます。



日本自転車連盟会員責任保険

日本自転車連盟の会員として人身被害を受けた場合、加害者として人身被害を受けた場合、加害者として物的被害を受けた場合に、加害者として損害賠償を請求する権利が与えられます。

次のいずれかの保険や共済に加入していますか?

① **自動車損害賠償責任保険** (オートバイやスクーターに搭乗するときに発生する人身被害や物的被害に対する補償)

② **自動車共済** (自動車損害賠償責任保険の加入者として人身被害や物的被害に対する補償)

③ **人身共済** (人身損害賠償責任保険の加入者として人身被害に対する補償)

④ **任意の火災保険** (任意の火災保険の加入者として人身被害や物的被害に対する補償)

⑤ **任意の生命保険** (任意の生命保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑥ **任意の傷害保険** (任意の傷害保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑦ **任意の疾病保険** (任意の疾病保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑧ **任意の障害保険** (任意の障害保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑨ **任意の死亡保険** (任意の死亡保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑩ **任意の遺失保険** (任意の遺失保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑪ **任意の火災保険** (任意の火災保険の加入者として人身被害や物的被害に対する補償)

⑫ **任意の生命保険** (任意の生命保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑬ **任意の傷害保険** (任意の傷害保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑭ **任意の疾病保険** (任意の疾病保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑮ **任意の障害保険** (任意の障害保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑯ **任意の死亡保険** (任意の死亡保険の加入者として人身被害に対する補償)

⑰ **任意の遺失保険** (任意の遺失保険の加入者として人身被害に対する補償)

①～⑮のいずれかに該当する場合は、加入している保険等に補償が適用されます。

①～⑮のいずれかに該当しない場合は、加入している保険等に補償が適用されません。

■ 自動車の運転について

➤ 日本の運転免許証への切り替え

日本国内で自動車を運転する場合、国際免許証または日本の運転免許証が必要です。国際免許証を本国で取得してきた場合は、運転する前に必ずその免許証が日本で有効か確認してください。外国の運転免許証で運転をした際に、警察の検問等で運転の事実が発覚した場合、交通違反や交通事故を起こした場合に、厳正な罰則(30万円以下の罰金)が課せられ、大学から懲戒処分を受けることがあります。早期に日本の運転免許証へ切り替えてください。

➤ 駐車場について

車を所有する場合、その車を常時駐車するための駐車場を確保しなければなりません。駐車場を確保せずにずっと道路上に駐車しておくことは違法で、周りの人の迷惑となります。必ず駐車場を借りてください。

➤ 車検について

日本では、国によって定められた検査を受け、「**自動車検査証**」の交付を受けている自動車やバイクでなければ、運転することができません。この検査のことを通称「**車検**」と呼び、定期的に受けることが義務づけられています。現在所有する自動車の「自動車検査証」に記載された有効期限が切れるまでに必ず 車検を受けてください。期限が切れる一ヶ月前から検査を受けることができます。車検は自動車ディーラーや、指定された整備工場などで受けることができます。

➤ 保険について

日本では、自動車事故を起こした場合は、すべて自己責任で損害賠償をしなければなりません。**オートバイや自動車を運転する際には、必ず自賠責保険と任意保険に加入してください**。日本で交通事故を起こすと、自賠責保険だけでは足りませんので、任意保険も必ず加入してください。

<自動車保険の種類>

自賠責保険	自動車やバイクを持っている人は必ず入らなければなりません。 事故の被害者の治療費や、死亡の補償金の一部が出ます。
任意保険	自分の治療費や自動車やバイクの損害賠償に使うことができます。 注) 自動車を運転する場合は、必ず加入してください。

※ 大学構内及び宿舎・寮・アパート・市内のお店や駅などに自転車を停める場合は、必ず鍵をかけて、指定された駐輪場を使用して下さい。乗り捨てや放置した場合、盗難にあうことが多いので注意して下さい。

※ 大学構内はオートバイを運転しながらの入構は禁止です。必ず正門でオートバイから降り、押して歩き、近くの駐輪場に停めて下さい。